

○総務省告示第二百三十号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年七月三十一日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備 〔1～6 略〕</p> <p>7 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第六号に規定するPHSの陸上移動局（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九條の四第七号ロに規定する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機を通信の相手の無線局とするものに限る。）の無線設備を使用する端末設備 〔8～10 略〕</p> <p>二 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備</p> <p>1 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第六号に規定するPHSの陸上移動局（無線設備規則第九條の四第七号イに規定するPHSの基地局を通信の相手の無線局とするものに限る。）の無線設備を使用する端末設備 〔2～14 略〕</p>	<p>一 〔同上〕 〔1～6 同上〕</p> <p>7 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第六号に規定するPHSの陸上移動局（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九條の四第四号に規定する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機を通信の相手の無線局とするものに限る。）の無線設備を使用する端末設備 〔8～10 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>1 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第六号に規定するPHSの陸上移動局（無線設備規則第九條の四第三号に規定するPHSの基地局を通信の相手の無線局とするものに限る。）の無線設備を使用する端末設備 〔2～14 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。